――県外での予防接種について――

鏡野町に住民票がある方が、やむを得ない理由（里帰りや県外の医療機関に入院中など）で県外での接種を希望される場合、事前に役場健康推進課での手続きが必要となります。

≪　対象となる予防接種　≫

子どもの定期予防接種		高齢者(65 歳以上)の定期予防接種
＊B 型肝炎	＊BCG	＊インフルエンザ
＊ロタウイルス	＊MR	＊新型コロナ
＊小児肺炎球菌	＊麻しん	＊肺炎球菌
＊五種混合	＊風しん	＊帯状疱疹
＊ヒブ	＊水痘	
＊四種混合	＊日本脳炎	
＊三種混合	＊HPV	
＊二種混合	＊不活化ポリオ	

≪　県外接種の手順　≫

①医療機関を決める

希望する医療機関で、接種可能かご確認ください。

②「予防接種依頼書発行申請」を役場で記入

※予防接種により健康被害が生じた場合に、鏡野町が救済の責任を負うことになります。
そのことを滞在先の市町村または接種医療機関に伝えるために必要な書類になります。

- 依頼書を滞在先の市町村または医療機関へ送付するため、接種希望日の２週間前までに健康推進課へお越しください。(郵送での申請をご希望の場合はお知らせください)
- 必要なもの：母子手帳(接種者が子どもの場合)または接種者の保険証

③医療機関で接種

- 予診票については滞在先の市町村の様式を使用する場合もあります。事前にご確認ください。
- 接種の際は、必ず母子手帳をご持参ください。
- 接種後は医療機関窓口で設定された料金を全額お支払いください。後日鏡野町より償還払いいたします。
(医療機関の設定する予防接種の費用額によっては、一部自己負担となる場合があります)

⑤予防接種費用の償還払い

- 医療機関窓口で支払った費用の償還払い申請のため、接種から３０日以内に窓口へお越しください。
(郵送での申請をご希望の場合はお知らせください)
- 必要なもの：領収書(原本)、母子手帳または接種済証、振込口座がわかるもの

市町村により、県外の予防接種の対応は異なります。
“県外の予防接種”の詳しい内容については、下記までお問合せください。

鏡野町役場　健康推進課　予防接種担当
TEL　(０８６８)５４－２０２５